

那 霸 市 公 報

第 1 3 7 5 号
毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行
発 行 所
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 告 示

- 平成 15 年度那覇市一般会計補正予算(第 1 号) (財政課) 532
- 平成 1 5 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号) (区画整理課) 535
- 平成 1 5 年度那覇市下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) (都市施設管理センター) 537
- 平成 1 5 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) (国民健康保険課) 538
- 平成 1 5 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) (ちゃーがんじゅう課) 540

◇ 公 告

- 那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について (道路建設課) 541

◇ 水 道 局 告 示

- 平成 1 5 年度那覇市水道事業会計補正予算 (第 1 号) 542

◇ 病 院 管 理 規 程

- 那覇市立病院事務決裁規程の一部を改正する規程..... 543
- 那覇市立病院非常勤職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程 544
- 那覇市立病院使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程..... 545

◇ 病 院 告 示

- 平成 1 5 年度那覇市病院事業会計補正予算 (第 1 号) 546

◇ 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 沖縄海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について..... 548

告 示

那覇市告示第46号
平成15年10月15日

平成 15 年(2003 年) 9 月那覇市議会定例会で議決された平成 15 年度那覇市一般会計補正予算(第 1 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 15 年度那覇市一般会計補正予算(第 1 号)

平成 15 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 1 1 4, 3 4 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 3, 7 6 7, 3 4 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)

第 2 条 既定の地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 分担金及び負担金		944, 572	11, 229	955, 801
	2 負担金	944, 571	11, 229	955, 800
11 使用料及び手数料		3, 023, 111	968	3, 024, 079
	2 手数料	920, 120	968	921, 088
12 国庫支出金		24, 749, 286	149, 209	24, 898, 495
	1 国庫負担金	16, 695, 377	55, 984	16, 751, 361
	2 国庫補助金	7, 912, 327	92, 641	8, 004, 968
	3 委託金	141, 582	584	142, 166
13 県支出金		3, 834, 755	94, 913	3, 929, 668
	1 県負担金	2, 046, 160	18, 982	2, 065, 142
	2 県補助金	1, 480, 691	75, 931	1, 556, 622

15 寄附金		28,273	1,000	29,273
	1 寄附金	28,273	1,000	29,273
16 繰入金		1,505,928	54,101	1,560,029
	1 特別会計繰入金	82,700	54,101	136,801
17 繰越金		100,000	531,301	631,301
	1 繰越金	100,000	531,301	631,301
18 諸収入		1,685,276	99,624	1,784,900
	3 貸付金元利収入	545,443	65,586	611,029
	4 受託事業収入	279,728	28,043	307,771
	5 雑入	806,876	5,995	812,871
19 市債		14,949,400	172,000	15,121,400
	1 市債	14,949,400	172,000	15,121,400
歳 入 合 計		102,653,000	1,114,345	103,767,345

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		7,946,059	565,106	8,511,165
	1 総務管理費	5,428,268	565,106	5,993,374
3 民生費		34,946,571	146,033	35,092,604
	1 社会福祉費	11,982,178	44,107	12,026,285
	2 児童福祉費	10,612,907	101,926	10,714,833
4 衛生費		8,546,085	102,395	8,648,480
	1 保健衛生費	2,771,421	62,808	2,834,229
	2 清掃費	5,774,664	39,587	5,814,251
7 商工費		1,967,580	4,804	1,972,384
	1 商工費	1,967,580	4,804	1,972,384
8 土木費		20,263,995	213,338	20,477,333
	5 都市計画費	14,746,594	211,000	14,957,594
	6 住宅費	2,470,967	2,338	2,473,305

9 消防費		2, 895, 293	648	2, 895, 941
	1 消防費	2, 895, 293	648	2, 895, 941
10 教育費		12, 878, 668	82, 021	12, 960, 689
	1 教育総務費	1, 581, 166	951	1, 582, 117
	2 小学校費	3, 553, 950	30, 078	3, 584, 028
	3 中学校費	2, 950, 473	42, 064	2, 992, 537
	4 幼稚園費	1, 281, 449	0	1, 281, 449
	5 社会教育費	1, 766, 480	8, 928	1, 775, 408
歳 出 合 計		102, 653, 000	1, 114, 345	103, 767, 345

第 2 表 地方債補正
変 更

(単位：千円)

起債の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償還の方法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
4 都市計 画事業	1, 440, 300	普通貸借又は証券発行(登録公債)	年 8 % 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び公 営企業金融 公庫資金に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	償還期間は、 措置期間を含め 30 年以内とす る。 償還方法は、 元利均等、元金 均等等による。 ただし、財政 の都合により、 据置期間中であ っても繰上償還 し、償還年限を 変更し、又は借 り換えることが できる。	1, 612, 200	補正前に 同じ		
9 教育施 設整備 事業	1, 727, 500				1, 727, 600			

那覇市告示第47号

平成15年10月15日

平成15年(2003年)9月那覇市議会定例会で議決された平成15年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成15年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

平成15年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ309,743千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,019,630千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		千円 1,766,005	千円 191,000	千円 1,957,005
	6 真嘉比古島第二繰入金	1,558,356	191,000	1,749,356
5 繰越金		10	118,743	118,753
	1 総務管理繰越金	1	2,131	2,132
	3 真嘉比古島第一地区繰越金	2	3,558	3,560
	4 壺川繰越金	1	366	367
	5 小禄金城繰越金	1	273	274
	7 小禄南繰越金	2	81,095	81,097
	8 真嘉比古島第二繰越金	2	30,888	30,890
	9 仲井真繰越金	0	432	432
歳 入 合 計		3,709,887	309,743	4,019,630

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理総務費		千円 68,227	千円 2,131	千円 70,358
	1 総務管理費	68,227	2,131	70,358
2 土地区画整理事業費		3,584,865	195,323	3,780,188
	1 真嘉比古島第一地区土地区画整理費	7,557	87	7,644
	4 真嘉比古島第二土地区画整理費	3,355,759	192,763	3,548,522
	5 小禄南土地区画整理費	194,325	2,041	196,366
	6 区画整理事業新規地区調査	6,592	432	7,024
5 基金積立金		1,364	112,289	113,653
	1 壺川基金積立金	379	366	745
	2 小禄南基金積立金	116	79,054	79,170
	3 小禄金城基金積立金	13	273	286
	4 真嘉比古島第一地区基金積立金	40	3,471	3,511
	5 真嘉比古島第二基金積立金	816	29,125	29,941
歳 出 合 計		3,709,887	309,743	4,019,630

第2表 債務負担行為補正

追加

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
総務管理費パソコン賃借料2 (区画整理課)	平成16年度から 平成18年度まで	1,155

那覇市告示第48号
平成15年10月15日

平成15年(2003年)9月那覇市議会定例会で議決された平成15年度那覇市下水道事業特別会計補正予算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成15年度那覇市下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成15年度那覇市の下水道事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,598千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,372,009千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料 及び手 手数料		千円 2,856,203	千円 6,598	千円 2,862,801
	1 使用料	2,855,838	6,598	2,862,436
歳 入 合 計		6,365,411	6,598	6,372,009

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道 業務費		千円 2,315,745	千円 6,598	千円 2,322,343
	1 下水道業務費	2,315,745	6,598	2,322,343
歳 出 合 計		6,365,411	6,598	6,372,009

那覇市告示第49号
平成15年10月15日

平成15年(2003年)9月那覇市議会定例会で議決された平成15年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 15 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 15 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 7 9, 7 7 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 0, 7 4 8, 4 8 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 14, 192, 463	千円 126, 032	千円 14, 318, 495
	1 国庫負担金	9, 094, 302	123, 993	9, 218, 295
	2 国庫補助金	5, 098, 161	2, 039	5, 100, 200
8 繰入金		4, 744, 980	△260, 383	4, 484, 597
	2 基金繰入金	937, 535	△260, 383	677, 152
9 繰越金		2	514, 128	514, 130
	1 繰越金	2	514, 128	514, 130
歳 入 合 計		30, 368, 706	379, 777	30, 748, 483

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 672,537	千円 14,295	千円 686,832
	1 総務管理費	497,469	14,295	511,764
2 保険給付費		18,799,704	0	18,799,704
	1 療養諸費	16,285,915	0	16,285,915
7 基金積立金		393	257,498	257,891
	1 基金積立金	393	257,498	257,891
8 諸支出金		39,712	107,984	147,696
	1 償還金及び還付加算金	39,711	107,984	147,695
歳 出 合 計		30,368,706	379,777	30,748,483

第 2 表 債務負担行為

単位 千円

事 項	期 間	限 度 額
WEBサーバー賃借料	平成16年度から 平成18年度まで	1,168
プリンター賃借料	平成16年度から 平成18年度まで	795

那覇市告示第50号
平成15年10月15日

平成15年(2003年)9月那覇市議会定例会で議決された平成15年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 1 5 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 1 5 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 5 5 , 1 0 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 4 , 4 8 8 , 2 1 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫 支出金		千円 3,318,488	千円 240,814	千円 3,559,302
	1 国庫 負担金	2,579,914	234,082	2,813,996
	2 国庫 補助金	738,574	6,732	745,306
7 繰入金		2,023,453	355,121	2,378,574
	2 基金 繰入金	1	355,121	355,122
8 繰越金		1	359,171	359,172
	1 繰越金	1	359,171	359,172
歳 入	合 計	13,533,110	955,106	14,488,216

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 476,988	千円 6,732	千円 483,720
	1 総務 管理費	235,155	6,732	241,887
2 保険 給付費		12,899,567	157,007	13,056,574
	1 介護サービ ス等諸費	12,547,920	157,007	12,704,927
4 基金 積立金		1	355,121	355,122
	1 基金 積立金	1	355,121	355,122
6 諸支出金		4,052	149,744	153,796
	1 償還金及び 還付加算金	4,051	102,097	106,148
	2 繰出金	1	47,647	47,648
7 公債費		152,500	286,502	439,002
	1 公債費	152,500	286,502	439,002
歳 出	合 計	13,533,110	955,106	14,488,216

公 告

那覇市公告第 59 号

平成 15 年 10 月 1 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、図書の写しの送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
- (2) 名称 3・4・47号 石嶺福祉センター線

2 施行者の名称

那覇市

3 縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課
- (2) 期間 平成 15 年 10 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日

水 道 局 告 示

那覇市水道局告示第 3 号
平成 1 5 年 9 月 2 6 日
掲 示 済

平成 1 5 年 (2 0 0 3 年) 9 月那覇市議会定例会で議決された平成 1 5 年度那覇市水道事業会計補正予算 (第 1 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 1 5 年度那覇市水道事業会計補正予算 (第 1 号)

(総 則)

第 1 条 平成 1 5 年度水道事業会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(収 益 的 収 入 及 び 支 出)

第 2 条 平成 1 5 年度那覇市水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的収入及び支出のうち支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)
	支 出		
第 1 款 水道事業費用	8,682,855 千円	33,351 千円	8,716,206 千円
第 1 項 営業費用	8,091,971 千円	33,351 千円	8,125,322 千円

(資 本 的 収 入 及 び 支 出)

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出のうち支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)
	支 出		
第 1 款 資本的支出	1,733,745 千円	33,570 千円	1,767,315 千円
第 1 項 建設改良費	1,300,067 千円	33,570 千円	1,333,637 千円

病 院 管 理 規 程

那覇市病院管理規程第35号

平成 15 年 10 月 1 日

公 布 済

那覇市立病院事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

那覇市病院事業管理者

市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院事務決裁規程の一部を改正する規程

那覇市立病院事務決裁規程（平成15年那覇市病院管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1事務局の専決事項(3)工事に関する事項の項に次のように加える。

9	工事請負代金債権の譲渡に係る承諾に関すること。		5,000 万円 以上	5,000 万円 未満		
---	-------------------------	--	-------------------	-------------------	--	--

付 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

那覇市病院管理規程第36号

平成 15 年 10 月 1 日

公 布 済

那覇市立病院非常勤職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

那覇市病院事業管理者

市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院非常勤職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程

那覇市立病院非常勤職員の身分取扱いに関する規程（平成15年那覇市病院管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

第14条中「例により」を「定めるところにより」に改める。

付 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

那覇市病院管理規程第37号

平成 15 年 10 月 1 日

公 布 済

那覇市立病院使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

那覇市病院事業管理者

市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程

那覇市立病院使用料及び手数料条例施行規程（平成15年那覇市病院管理規程第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「 を

人間ドック料	1人につき	日帰り 25,000円 日帰り・脳ドック併用 45,000円 脳ドック 35,000円 ただし、検査項目等を増減する場合は、条例第2条第2項に規定する点数表等により算定した額を勘案して管理者が定める額
--------	-------	---

」

「 に

人間ドック料	1人につき	日帰り 25,000円 日帰り・脳ドック併用 45,000円 脳ドック 35,000円 ただし、検査項目等を増減する場合は、条例第2条第2項に規定する点数表等により算定した額を勘案して管理者が定める額
外来透析受診者食事料	1食につき	477円

」

改める。

付 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

病 院 告 示

那覇市病院告示第 5 号
平成 15 年 10 月 15 日

平成 15 年 (2003 年) 9 月那覇市議会定例会で議決された平成 15 年度那覇市病院事業会計補正予算 (第 1 号) の要領は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 15 年度那覇市病院事業会計補正予算 (第 1 号)

(総則)

第 1 条 平成 15 年度那覇市病院事業会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 平成 15 年度那覇市病院事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(4) 主要な建設改良事業

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
施設整備	339,000 千円	100,000 千円	439,000 千円
医療器械器具及び備品購入等	150,000 千円	72,164 千円	222,164 千円

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第 1 款 資本的収入	599,724 千円	172,164 千円	771,888 千円
第 1 項 企業債	302,400 千円	169,300 千円	471,700 千円
第 2 項 補助金	1 千円	2,864 千円	2,865 千円
	支 出		
第 1 款 資本的支出	792,309 千円	172,164 千円	964,473 千円
第 1 項 建設改良費	489,000 千円	172,164 千円	661,164 千円

(企業債)

第 4 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	I C U 整備事業
限度額	402,400 千円
起債の方法	証書借入の方法により政府、銀行その他から借り入れる。 起債の時期は、平成 15 年度とする。ただし、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り越すことができる。

利 率	年5%以内
償還の方法	起債の翌年から30年以内（うち据置5年以内）に元金又は元利金を半年賦均等により償還する。なお、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借り換えることができる。その他融資先の条件による。
起債の目的	医療機器整備事業
限度額	69,300 千円
起債の方法	証書借入の方法により政府、銀行その他から借り入れる。起債の時期は、平成15年度とする。ただし、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り越すことができる。
利 率	年5%以内
償還の方法	起債の翌年から5年以内（うち据置1年以内）に元金又は元利金を半年賦均等により償還する。なお、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借り換えることができる。その他融資先の条件による。

(債務負担行為)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次の2件を変更及び追加する。

事 項	期 間	限 度 額
変更		
新医療システム賃借料(15年度分)	平成15年度～18年度	3,166千円
追加		
新情報系システム賃借料	平成15年度～20年度	28,561千円

(たな卸資産購入限度額)

第6条 予算第9条に定めたたな卸資産の購入限度額を次のとおり補正する。

(既決限度額)	(補正限度額)	(計)
1,650,000千円	△50,000千円	1,600,000千円

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 26 号
平成 15 年 10 月 2 日
掲 示 済

沖縄海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 94 条において準用する公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 23 条第 1 項の規定により、平成 15 年 10 月 20 日から同年 11 月 3 日まで縦覧に供する沖縄海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大 城 勝 夫

縦覧場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎 2 階
那覇市選挙管理委員会事務局